８　施行令第二十五条の十二の二第九項に規定する財務省令で定める譲渡は、次に掲げる適用控除対象設立特定株式（同項に規定する適用控除対象設立特定株式をいう。以下この項において同じ。）の譲渡（法第三十七条の十一の二第二項に規定する譲渡をいう。以下この項において同じ。）とする。

一　当該適用控除対象設立特定株式に係る法第三十七条の十三の三第一項に規定する上場等の日以後に行う当該適用控除対象設立特定株式の譲渡

二　その年十二月三十一日において、当該適用控除対象設立特定株式を発行した特定株式会社（当該特定株式会社であつた株式会社を含む。以下この項において同じ。）の株式の取得（購入による取得に限る。）により当該特定株式会社の総株主の議決権の百分の五十を超える議決権を有することとなる法人に対する当該適用控除対象設立特定株式の譲渡

三　当該適用控除対象設立特定株式を発行した特定株式会社を法人税法第二条第十一号に規定する被合併法人とする合併による当該適用控除対象設立特定株式の譲渡

四　法第三十七条の十第三項第二号又は第三号に規定する事由による当該適用控除対象設立特定株式の譲渡

五　当該適用控除対象設立特定株式を発行した特定株式会社の行う株式交換又は株式移転による当該適用控除対象設立特定株式の譲渡

六　当該適用控除対象設立特定株式を発行した特定株式会社を会社法第七百七十四条の三第一項第一号に規定する株式交付子会社とする株式交付による当該適用控除対象設立特定株式の譲渡

七　法第三十七条の十三の三第一項の規定により行われたものとみなされる当該適用控除対象設立特定株式の譲渡（当該適用控除対象設立特定株式を発行した特定株式会社について、同項第一号の清算（特別清算に限る。）が結了した場合又は施行令第二十五条の十二の三第三項に規定する破産手続開始の決定を受けた場合における当該譲渡に限る。）

八　当該適用控除対象設立特定株式を発行した特定株式会社の役員等（法人税法第二条第十五号に規定する役員又は重要な使用人をいう。）に対する当該適用控除対象設立特定株式の譲渡（当該譲渡の対価の額が、当該譲渡をした当該適用控除対象設立特定株式の数に対応する当該適用控除対象設立特定株式の取得に要した金額以上であるものに限る。）

九　所得税法第五十九条第一項の規定により行われたものとみなされる当該適用控除対象設立特定株式の譲渡（同項に規定する相続又は遺贈により同項に規定する非居住者に移転した場合における当該譲渡に限る。）

十　所得税法第六十条の三第一項の規定により行われたものとみなされる当該適用控除対象設立特定株式の譲渡（同項に規定する相続又は遺贈が生じた場合における当該譲渡に限る。）

第十八条の十五の二の二第三項第四号イ⑴中「契約締結時交付書面」を「契約締結時等交付書面」に改める。

第十八条の十五の三第七項中「所得税法施行規則第八十一条の六第七項第二号イに掲げる署名用電子証明書及び同号ロに掲げる情報が記録された」を「次に掲げるいずれかの」に改め、同項に次の各号を加える。

一　所得税法施行規則第八十一条の六第七項第二号イ⑴に掲げる署名用電子証明書及び同号イ⑵に掲げる情報が記録された電磁的記録

二　所得税法施行規則第八十一条の六第七項第二号ロに掲げるカード代替電磁的記録

第十八条の十五の三第十項中「同条第二十項」の下に「若しくは第二十二項」を加え、同条第十一項第二号中「同条第三十一項又は第三十二項」を「同条第三十二項又は第三十三項」に改め、同条第十四項第一号中「提示又は」を「提示若しくは」に、「居住者又は」を「居住者若しくは」に改め、「非居住者」の下に「又は施行令第二十五条の十三第三十三項に規定する特定通知等（次号において「特定通知等」という。）に係る居住者若しくは恒久的施設を有する非居住者」を加え、同項第二号中「又は送信」を「若しくは送信又は特定通知等」に改め、「の送信」の下に「若しくは当該特定通知等」を加え、同条第十六項中「施行令第二十五条の十三第三十三項」の下に「に規定する財務省令で定める通知又は提供は、預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律施行規則第二十六条第一号に掲げる業務による同号に規定する通知又は同条第四号に掲げる業務による同号に規定する情報の提供とし、同項」を加え、同条第二十五項第一号中「同条第二十二項第一号」を「同条第二十三項第一号」に、「第三十七条の十四第二十二項」を「第三十七条の十四第二十三項」に改め、同条第三十項中「第三十七条の十四第二十二項第一号」を「第三十七条の十四第二十三項第一号」に改め、同条第三十一項中「第三十七条の十四第二十二項第二号に」を「第三十七条の十四第二十三項第二号に」に改め、同項第一号中「第三十七条の十四第二十二項第二号」を「第三十七条の十四第二十三項第二号」に、「第三十七条の十四第二十二項に」を「第三十七条の十四第二十三項に」に改め、同条第三十二項中「第三十七条の十四第二十四項」を「第三十七条の十四第二十五項」に改め、同条第三十三項及び第三十四項中「第三十七条の十四第二十七項」を「第三十七条の十四第二十八項」に改め、同条第三十五項中「第三十七条の十四第二十八項」を「第三十七条の十四第三十項に規定する財務省令」を「第三十七条の十四第三十項に規定する財務省令」に改め、同項第二号中「第三十七条の十四第二十七項」を「同条第二十八項」に改め、同条第三十九項中「第三十七条の十四第二十九項に規定する財務省令」を「第三十七条の十四第三十項に規定する財務省令」に改め、同項第三号中「第三十七条の十四第二十九項」を「第三十七条の十四第三十項」に改め、同条第四十項第二号及び第三号並びに第四十一項中「第三十七条の十四第三十項」を「第三十七条の十四第三十一項」に改める。

第十八条の十五の五第一号中「第三十七条の十四第二十二項」を「第三十七条の十四第二十三項」に、「第三十七条の十四第二十四項」を「第三十七条の十四第二十五項」に改める。

第十八条の十五の七第二項第二号中「第三十七条の十四第二十二項」を「第三十七条の十四第二十三項」に改める。

第十八条の十五の八第二項中「第二十七項」を「第二十八項」に改める。

第十八条の十五の九第二項中「第三十七条の十四第三十四項」を「第三十七条の十四第三十五項」に改め、同項第一号中「第三十七条の十四第二十二項」を「第三十七条の十四第二十三項」に、「同条第二十四項」を「同条第二十五項」に改め、同項第九号中「第三十七条の十四第二十六項」を「第三十七条の十四第二十七項」に改める。

第十八条の十五の十第二十五項の表第十八条の十五の三第四十項及び第四十一項の項中「第三十七条の十四第三十項」を「第三十七条の十四第三十一項」に改め、同表第十八条の十五の八第二項の項中「第二十七項」を「第二十八項」に改める。

第十八条の十九第六項第一号中「第三十条第一項第一号」を「第十三条第一項第一号」に改め、同条第八項第三号中「第三十六条」を「第四十一条第一項第三号」に、「基本金明細表」を「基本金明細書」に改め、同条第十六項第一号中「第四十九条第一号に掲げる額（その額が零を下回る場合にあつては、零）と同条第二号に掲げる額との合計額」を「第六十七条第二項に規定する公益目的取得財産残額の見込額」に改め、同条第十七項中「第五十条第一項」を「第六十八条第一項」に改め、同項第一号中「第五十条第三項第一号に掲げる額（その額が零を下回る場合にあつては、零）と同項第二号に掲げる額との合計額」を「第六十八条第三項に規定する取消し等の日における公益目的取得財産残額」に改める。